一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡市
二　地域再生計画の名称　福岡市インバウンド観光客集客促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　直方市
二　地域再生計画の名称　産業振興を活性化するための拠点施設整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　直方市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　久留米市
二　地域再生計画の名称　耳納北麓グリーンアルカディア観光推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　久留米市の区域の一部（田主丸町、草野町、大橋町、善導寺町、山本町、山川町、御井町及び北野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　飯塚市
二　地域再生計画の名称　庁舎を活用した筑穂地域コミュニティ拠点づくり事業
三　地域再生計画の区域の範囲　飯塚市の区域の一部（筑穂地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　田川市
二　地域再生計画の名称　ジビエ（狩猟肉）食品加工施設整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　田川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるとおり公示する。

○内閣府告示第千四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　田川市
二　地域再生計画の名称　高度実践型未来農業者輩出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　田川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるとおり公示する。

○内閣府告示第千四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　柳川市
二　地域再生計画の名称　柳川観光『有明海と干拓地を活用した滞在力強化事業』計画
三　地域再生計画の区域の範囲　柳川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八女市
二　地域再生計画の名称　観光による矢部地区活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の区域の一部（矢部地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるとおり公示する。

○内閣府告示第千四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八女市
二　地域再生計画の名称　八女の森とまちによる循環型のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるとおり公示する。

○内閣府告示第千四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　筑後市
二　地域再生計画の名称　「恋のくに」観光によるにぎわい創生事業
三　地域再生計画の区域の範囲　筑後市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるとおり公示する。

○内閣府告示第千四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三